

「南海トラフ地震に関する情報」に関連する 関東地方整備局の対応について

企画部 防災課

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応について」（平成29年9月26日中央防災会議幹事会決定）が決定されたことを受け、平成29年11月1日より気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を開始することとなった。

● 気象庁ホームページ（南海トラフ地震について）より抜粋

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月26日）では、南海トラフ沿いで発生する、大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であると指摘されています。また、国・地方公共団体はあらかじめ当面の暫定的な防災体制を定めておく必要があることも指摘されています。

この報告を踏まえ、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしました。この情報は、平成29年11月1日から運用を開始しました。

また、この情報を発表するため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催します。

キーワードを入力し検索ボタンを押下ください。

POWERED BY

検索

■ 本文へ
■ ENGLISH
■ ご意見・ご感想
■ サイトマップ

ホーム
防災情報
各種データ・資料
知識・解説
気象庁について
案内・申請

ホーム > [知識・解説](#) > [南海トラフ地震について](#) > 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」の発表を行います。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

- 南海トラフ地震について
 - 南海トラフ地震とは
 - 想定される震度や津波の高さ
 - 予測可能性について
- 南海トラフ地震に関連する情報
 - 情報の発表状況
 - 情報の種類と発表条件
- 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会
 - 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会とは

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関する情報)の発表は行いません。

○本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあります。

● 南海トラフ地震防災対策推進地域市町村及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域市町村に所管がある事務所を選定し、事務所についても下記のとおり支部を設置。

事務所

南海トラフ地震災害警戒支部を設置する。

○ 南海トラフ地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震津波対策特別強化地域に係るすべての事務所長は、下記のいずれかに該当する場合、事務所において支部の設置を指令する。

支部設置基準の区分	注意体制	警戒体制
南海トラフ地震災害警戒支部	<p>① 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合</p> <p>② 局長が指令した場合</p>	<p>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合</p> <p>② 局長が指令した場合</p>

- 利根川下流河川事務所
- 富士川砂防事務所
- 常総国道事務所
- 国営常陸海浜公園事務所
- 横浜営繕事務所
- 東京港湾事務所
- 特定離島港湾事務所

- 霞ヶ浦河川事務所
- 川崎国道事務所
- 長野国道事務所
- 東京第二営繕事務所
- 長野営繕事務所
- 京浜港湾事務所

- 霞ヶ浦導水事務所
- 横浜国道事務所
- 常陸河川国道事務所
- 甲武営繕事務所
- 鹿島港湾・空港整備事務所

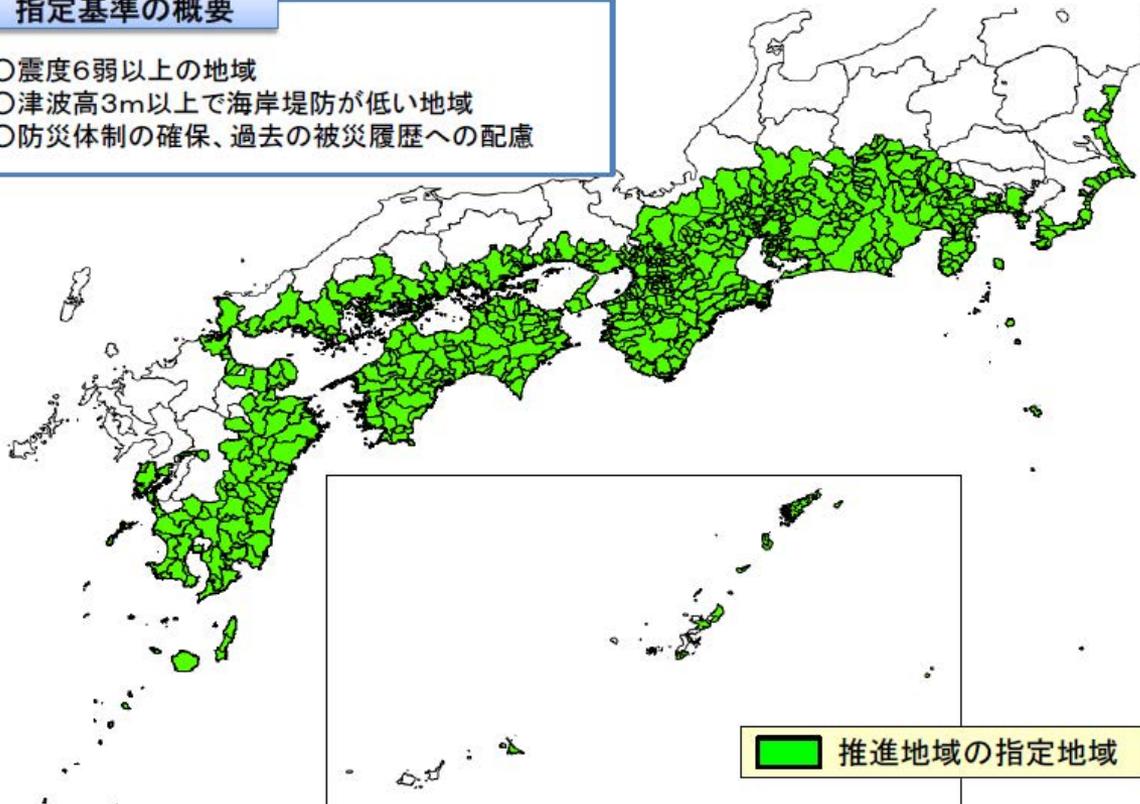
- 京浜河川事務所
- 千葉国道事務所
- 甲府河川国道事務所
- 宇都宮営繕事務所
- 千葉港湾事務所

計23事務所

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



推進地域の指定地域

南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡壳木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村、同郡木曾町

* 内閣府HP 南海トラフ地震対策より抜粋

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- 特別強化地域の候補市町村に含まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
 - ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



■ 特別強化地域の指定地域

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村一覧

千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町

* 内閣府HP 南海トラフ地震対策より抜粋

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応について

平成29年9月26日
中央防災会議幹事会決定

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応については、以下によるものとする。

1. 内閣府（防災担当）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合には、これを踏まえ、関係省庁の職員を招集し、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。ただし、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部の設置又は関係省庁災害対策会議が開催されているときは、関係省庁災害警戒会議の開催に代えて、緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を開催するものとする。

そのため、内閣府（防災担当）は、速やかに関係省庁災害警戒会議を開催できるよう、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を受けた時点で、関係省庁に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

2. 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、関係省庁災害警戒会議（1.において開催する緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を含む。以下同じ。）において関係省庁による今後の取組を確認するとともに、内閣府（防災担当）は、国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。

（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

3. 関係省庁においては、関係省庁災害警戒会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。総務省消防庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに関係都府県（南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。以下同じ。）に連絡を行うものとする。指定公共機関

(災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。)を所管する関係省庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに当該指定公共機関に連絡を行うものとする。

4. その後は、「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の内容に応じ、内閣府(防災担当)が必要があると認める場合に、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。
5. 上記に掲げる対応のため、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)を発表したときは、直ちに内閣官房(内閣情報集約センター)、内閣府(防災担当)、総務省消防庁及び関係都府県にその旨を連絡するものとする。
6. この申合せについては、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められたときには、廃止されるものとする。
7. 「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等(「東海地震応急対策活動要領」等を含む。)については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。
8. この申合せに基づく対応は、平成29年11月1日から実施する。

(参 考)

「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード 7 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○ 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。